

当事務所では、お付き合いいただいている皆様に向けて、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただいております。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報をお届けできればと思っております。



企業が契約書のチェックを弁護士に依頼するメリット

当事務所では、顧問先をはじめとする地域の企業様から、契約書のチェックに関するご相談・ご依頼をお受けすることが多々ございます。中でも多いのは、取引の相手方から提示された契約書について、自社にとって不利な条項や、法的に問題のある内容が含まれていないかなどのチェックに関するご相談・ご依頼です。今回のニュースレターでは、企業が契約書のチェックを弁護士に依頼するメリットについて、ご説明させていただきます。

1 自社のリスクの回避と利益の確保

特に、取引の相手方から提示された契約書については、損害賠償の範囲や中途解約の可否などの点で、自社にとって不利な内容となっていることが少なくありません。万が一トラブルに発展したときに、自社が想定外の損害賠償責任を負うことになったり、デメリットの大きい取引関係に長期間縛られる事態に陥ったりすることも考えられますので、注意が必要です。契約書のチェックを弁護士にご依頼いただくことで、このような契約書に潜む問題点を洗い出し、自社のリスクの回避と利益の確保のために、適切な内容へのブラッシュアップを図っていくことが可能となります。

2 法的に問題のある条項の是正

契約書に定めた条項は、内容によっては、法令や裁判例と整合しないために無効となってしまうことがあります。また、様々な解釈の余地があるような不明確な内容の条項が含まれている例も、市販の契約書や契約書のひな型では散見されます。このような条項が含まれていると、その解釈や適用をめぐる、取引上のトラブルが発生するおそれがあります。契約書のチェックを弁護士にご依頼いただくことで、法的に問題のある条項を適正な内容へと是正して、取引上のトラブルの防止を図ることが可能となります。

3 最新の法改正や裁判例の法理への対応

取引の相手方から提示された契約書や、市販の契約書・契約書のひな型は、最新の法改正や裁判例の法理に対応していない場合があります。契約書の内容が現行の法令や裁判例の法理に矛盾していると、取引上のトラブルを招くリスク要因となります。契約書のチェックを弁護士に依頼することで、契約書の内容を最新のものにアップデートして、リスクの回避を図ることができます。

4 取引ごとの個別的事実の反映

契約書の内容は、個々の取引に至る背景事情や取引当事者の考えを踏まえたものにする必要がありますが、市販の契約書・契約書のひな型ではそうはいきません。契約書のチェックを弁護士に依頼することで、取引ごとの個別的事実を契約書の内容に落とし込み、より実態に即した契約内容とすることが可能となります。契約書のことでお悩みの企業様がいらっしゃいましたら、お気軽に当事務所にご相談ください。

お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 0120-146-111 FAX0178-38-9230 <http://hachiben.jp/>

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階

受付時間:午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談